保護者の方へ：予防接種をする前に必ずお読みください。

Ｂ型肝炎定期予防接種のお知らせ

予防接種法に基づく定期予防接種を次のとおり実施します。
予防接種は，確実な免疫をつけるために規定された期間で受けることが大切です。
規定された期間以外での接種は，任意によるものとして取り扱われ，有料となりますのでご注意ください。

１　対象年齢，回数，間隔

対象年齢	回数	間隔
１歳未満	３回	２７日以上あけて２回， １回目から１３９日（注）以上あけて１回

※ 母子感染予防のためにＢ型肝炎ワクチン（抗 HBs 人免疫グロブリンと併用）を受けた方は，定期予防接種の対象外です。（健康保険適用）

２　接種方法

【標準的な接種期間：生後２か月～9 か月未満】

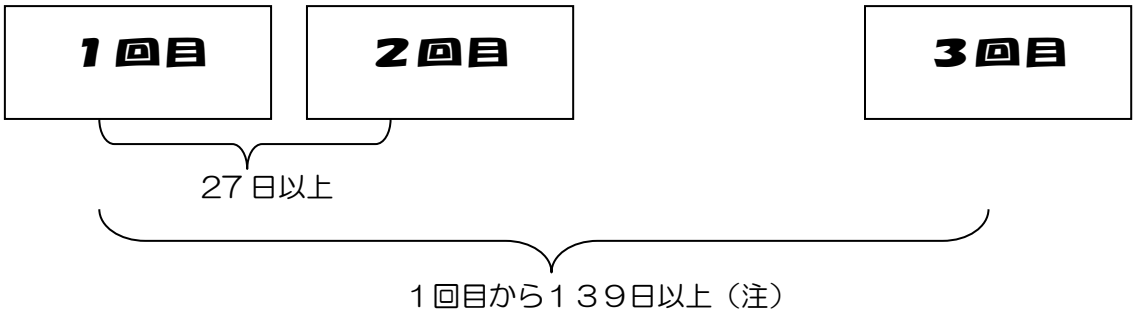

（注）１回目から１３９日以上とは
１回目を火曜日に接種した場合，２０週後の火曜日から接種可能になります。

３　接種費用　　無料（公費負担）

４　実施場所　　調布市定期予防接種協力医療機関（別紙参照）

※狛江市，世田谷区，三鷹市，府中市の医療機関でも予防接種を受けることができます。その際は，調布市の予診票を必ずお持ちください。

５　その他

(1)　接種前に別紙「予防接種を受ける際の注意点」を必ずお読みください。
(2)　接種を希望する方は，必ず医療機関にご予約ください。
(3)　接種当日は，予診票・母子健康手帳・マイナ保険証（健康保険証）又は資格確認書お持ちください。

問合せ／調布市子ども生活部子ども家庭センター　電話042-441-6081

裏面あり

Ｂ型肝炎

Ｂ型肝炎とは

Ｂ型肝炎（HB）ウイルスの感染を受けると，急性肝炎となりそのまま回復する場合もあれば，慢性肝炎となる場合もあります。一部劇症肝炎といって，激しい症状から死に至ることもあります。また，症状としては明らかにならないままウイルスが肝臓内部に潜み，年月を経て慢性肝炎・肝硬変・肝がんなどになることがあります。ことに年齢が小さいほど，急性肝炎の症状は軽いかあるいは症状はあまりはっきりしない一方，ウイルスがそのまま潜んでしまう持続感染の形をとりやすいことが知られています。感染は，HB ウイルス（HBs 抗原）陽性の母親から生まれた新生児，HB ウイルス陽性の血液・体液に直接触れた場合，HB ウイルス陽性者との性的接触などで生じます。

Ｂ型肝炎ワクチンについて

Ｂ型肝炎ワクチンによる予防は，ことに小児の場合は肝炎の予防というよりウイルスの持続感染を防ぎ，将来発生するかもしれない慢性肝炎・肝硬変・肝がんを防ごうとすることが最大の目的です。

なお，Ｂ型肝炎ウイルス陽性の母親から生まれた小児に対する，母子感染予防事業によるワクチン接種は，健康保険の対象となり，定期予防接種の対象となりません。

副反応について

これまでは，接種を受けた方の１０％前後に倦怠感，頭痛，局所の腫脹（はれ），発赤，疼痛等がみられたと報告されています。平成 25 年４月１日から令和５年９月３０日までに医療機関から重篤として報告された例（報告者が重篤として判断するもの）の発生頻度は，10 万接種当たり 0.8 となっています。

「予防接種健康被害救済制度」について

定期予防接種によって引き起こされた副反応により，医療機関での治療が必要になったり，生活に支障がでるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には，予防接種法に基づく給付（医療費，医療手当，障害年金，死亡一時金等）を受けることができます。給付申請の必要が生じた場合には，子ども家庭センターへご相談ください。